

明治初期大分県町村合併概略

加藤 泰 信

一、はじめに

維新政府による地方統治は、県庁を通した大区小区制により実施される。明治四年四月五日制定された戸籍法は戸長副戸長を設けた。五年四月九日の庄屋名の廃止に伴ない、土地人民に関する事務はすべて戸長副戸長が担うこととなり、各地はこれまでの町村を超越した大小区が行政単位となった。これまでの町村は、小区内における集落としての名称は残したが自治権は失なわれた。

明治四年十一月十四日、豊後一円に大分県が成立した当初の町村数は、一七町一八〇一村であった(表I)。これが二十二年四月一日には、九年に合併した宇佐、下毛郡を含めて一四町二六五村に統合されている。その間、八年の統合、一年の郡区町村編成法を基盤とする三新法体制、一七年の連合村時代をへている。その経過をたどりながら、本県明治前半期の町村変遷を大まかに概観したいと思う。

表I 豊後国旧該管地区分表

明治8年1月調査同三月訂正

郡名	村名	藩政										県治		地采封提						
		岡	臼杵	杵築	臼杵	府内	佐伯	森	日田	幕領	熊本	島原	肥後	松平	大給	木内	下久	留平	島八郎	
国東	198			89						13		50	32	14						
速見	123			42	18			3		36			16			8				
大分	266	5	45			90				11	72		36		7					
海部	318		114				155			10	39									
大野	462	30	41	58																
直入	303									12	6									
玖珠	40							7	32										1	
日田	91							10	81											
総計	1,801	59	317	131	18	90	155	20	113	82	117	50	84	14	7	8			1	
	17	2	1		8			2	2		2									

大分県史料(県治摘要)

大分市大字広内の村上家に保存されている「第八世村上弥宗履歴記」が、丁度この時期にあたり、ほぼその変遷と合致しているので掲げる。

一、慶応式年寅十月十一日臼杵藩小庄屋被仰付 明治三年

御維新改革諸役人惣廃シニ付罷役

一、明治四年一月第四大区七小区副戸長兼九六位官林監守

拜命 全五年二月改革ニ付廃止

一、明治五年二月広内村保長拜命

全六年三月一日辞職書ヲ差出六年三月十五日付依頼免

職ノ辞令大分県ヨリ到着

一、明治七年八月広内村伍長兼賑貸貯蓄掛り用務所ヨリ拜

命 明治九年八月改革ニ付廃止

一、明治八年八月廿七日第四大区一小区広内村⁽³⁾長用務所

ヨリ拜命 全九年七月変革ニ付廃止

一、明治九年八月一日第四大区一小区拾耆伍長拜命 全拾

年二月変革ニ付廃止

一、明治拾年二月廿七日広内村伍長用務所ヨリ拜命 全

拾耆年十二月辞職ス

一、明治拾耆年十一月廿一日北海道郡広内村戸長大分県ヨ

リ拜命

一、明治拾四年十二月廿二日北海道郡第壹番学区学務委員

大分県ヨリ拜命

一、明治拾六年十月十五日准給七等官辞令書ヲ賜リ 全

十七年八月変革ニ付戸長退職

一、明治拾七年九月廿七日宮河内村外三ヶ村連合役所筆生

役所ヨリ拜命 全二十一年二月退職

一、明治十九年二月拾八日連合役所々轄内地押及土地台帳

製理委員役所ヨリ拜命

一、明治十九年四月十六日北海道郡⁽⁴⁾宮河内村外三ヶ村 勸業委員大

分県ヨリ拜命

一、明治式拾年十二月廿五日村会議員当撰 全二十二年五

月改革ニ付退職

一、明治式拾耆年三月北部高等小学校連合会議員当撰

全二十四年三月川添村分離ニ付罷職

一、明治式拾式年九月五日北海道郡川添村長認許

全式十六月九月四日満期退職

一、明治式拾四年五月二日郡会議員当撰

全二十六年一月四保戸分離ニ付改散ス

(以下略)

註(1) 一月四大区七小区副戸長云々について。太政類典第一編第七十九巻によると明治四年四月五日に戸籍法を制定している。

また七月十四日成立の臼杵県では、八月十三日戸籍編成の揭示が出され、十五日に戸長の名称が初めて文献に出てくる。(御会所日記)。したがって、早くとも七月以降と考えられる。四大区七小区は、明治五年以降の大小区制においての広内村の位置づけである。八年三月、第一四大区と小区となる、後に記載する際混同したものと考えられる。五年二月改革につき云々は、旧臼杵県より大分県への引継ぎが終わった段階である。(2) 戸籍法第二則中「戸長の務ハ是迄各処ニ於テ莊屋名主年寄触頭ト唱ルモノ等ニ掌ラシムルモ又ハ別人ヲ用ユルモ妨ナシ」による。

(3) 伍長は団長、組長ともいう。九年七月十八日付、庶第七十四号以後伍長に統一している。

(4) 三新法体制の成立により、行政区としての町村復活に

伴う村を代表する戸長。

(5) 連合会体制への移行。広内村は、宮河内村、種具村、村と連合した。

(6) 町村制施行施行により、宮河内村外三ヶ村は川添村となる。

二、町村合併の経過

明治五年、大分県では、郡ごとに大区を置き、土地、戸口に依じて小区を設置することを政府に届けると共に、六月には県下に布達している(大分県布告書)。十一月現在の状況は表Ⅱの通りである。

豊後においては旧来の郡を、そのまま大区としている。戸(1)籍法第三則には「凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ、一府一郡ヲ分カテ何区或ハ何十区トシ、其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ、然レトモ其小ナルモノハ数十二及ヒ、大ナルモノハ一二ニ止マルモ都テ其時宜ト便利トニマカセ妨ケナシ」とあり、それによったものである。政府としては、一区あたり七〜八村を目安にしているが、地域的な事情を考慮している。

表Ⅱ 大小区別町村数及び戸数

大区(郡名)	小区数	大区別戸数	大区別町村数	小区別平均町村数	小区平均戸数	町村平均戸数
第1大区(国東)	24	19,922	198村	8.3	830.1戸	100.6戸
2 "(速見)	17	13,124	1町 123 "	7.3	772.0	105.8
3 "(大分)	27	21,589	9 " 266 "	10.2	796.6	78.5
4 "(海部)	32	28,385	1 " 318 "	10.0	887.0	89.0
5 "(大野)	25	14,012	1 " 462 "	18.5	560.5	30.3
6 "(直入)	16	9,077	2 " 303 "	19.0	567.1	30.0
7 "(玖珠)	7	4,715	1 " 40 "	5.9	673.6	115.0
8 "(日田)	11	8,976	2 " 91 "	8.5	816.0	96.5
総計	159	119,800	17 " 1,801 "	11.4	753.5	65.9

資料 壬申十一月十五日改正布達、会所詰戸長定員
佐藤蔵太郎著、大分県町村沿革誌

大区についてみると、大野、直入、海部郡の町村数が多い。地域の特徴が歴然としており、特に大野、直入郡では他郡との差が大きい。小区別町村数では、玖珠郡の三倍、他郡の二倍、また町村別平均戸数は三〇戸で、その三分の一と際立って少ない。

同五年、豊前小倉県では、大区を置かず、区のみであった。企救郡第一区より区番を付し、宇佐郡まで、百三区に分けてゐる。下毛郡は第六十八区の十三小区、宇佐郡は第八十一区より第百三区までの二十三区であった。小倉県の戸数は六万四千二百拾⁽²⁾であり、一区平均六二三戸となる。

明治八年三月十三日、甲第三十七号で「今般区画不便之ヶ所改正且村々分合改様相成候ニ付区画村町一覽三部ツ、各小区エ下ヶ渡候条用務所エ出頭候敷或ハ一村町又ハ一伍限り適宜集会可致熟覽候此旨布達候事」と布告し町村の改編を行なつた⁽³⁾。これまでの村の規模が小さかったことによるものであろうが、従来の村域を越えた大小区別の方針から考えると奇異に思われる点もある。戸長、副戸長制や施設面等で、施政上不便な点があったのであろう。大小区の入替や大幅な町村合併を行なっている。一方、下毛、宇佐郡ではこのような合

併は行なわれていない。

この結果、小区数は一六〇となり、町村は、一七町一八〇一村と半数以下に統合されている。一小区平均町村数は五町村であり、各大区(郡)間の小区平均町村数の差が小さくなっている(表Ⅲ)。明治七年までの村が、そのまま続いているのは、海部、国東、大分郡に多い。直入郡では、二町三〇三村あったうち、変化のなかったのは、わずか一町五村のみである。ここにも、思い切った「郡政改革」の一端をみることができる。

この段階で一〇か村以上が合併した例は、第一大区(国東郡)五小区の都甲村(旧四小区一〇村)・第三大区(大分郡)十六小区の河原内村(一〇村)、第五大区(大野郡)四小区西畑村(一一村)、第六大区(直入郡)七小区柏原村(一九村)、同九重野村(一〇村)、同大区十三小区平田村(一三村)、同植木村(一四村)、同十四小区栢木村(一一村)、同十五小区長湯村(一九村)がある。

このうち都甲村は十一年八月二十二日、地理的に不便との理由で出願し、もとの一〇か村に分離した。

合併しなかった村で特に目立つのは漁村である。ことに海部南部の各浦では、以前のままの所が多い。

表Ⅲ 明治8年3月13日前後の町村数比較

大区(郡名)	小区数		町村数		小区平均町村数		非合併町村数
	明治7年9月	同8年3月	明治7年9月	同8年3月	明治7年9月	同8年3月	
第1大区(国東)	24	23	198村	118村	8.3	5.0	78
2" (速見)	17	19	1町 123"	59"	7.3	3.1	32
3" (大分)	27	26	9" 266"	3町 142"	10.2	5.6	75
4" (海部)	32	32	1" 318"	1" 167"	10.0	5.3	99
5" (大野)	25	25	1" 462"	1" 162"	18.5	6.5	38
6" (直入)	16	17	2" 303"	1" 68"	19.0	4.1	6
7" (玖珠)	7	7	1" 40"	26"	5.9	3.7	16
8" (日田)	11	11	2" 91"	2" 50"	8.5	4.7	26
総計	159	160	17" 1,801"	8" 792"	11.4	5.0	370

資料 豊後国区画村町一覧 明治8年

明治九年八月二十一日、下毛・宇佐兩郡が福岡県より大分県へ編入された。小倉県が福岡県となつて四カ月後のことである。小倉県では、六年十二月八日、大小区制を採用し、下毛郡は七大区、宇佐郡は八・九大区とした。宇佐郡以外は一郡一大区であつた。小区番号の変化はあつたが、小区総計は以前と同じであり、下毛十小区・宇佐八大区十一小区・九大区十二小区である。大分県編入後は、下毛郡は第九大区、宇佐郡は第十大区と決定した。

下毛郡は一般に一町九七村といわれたが、中津は当時、六三町二村であり、郡全体で六三町九七村と数えられている。

明治二十一年、県令甲第三拾貳号で、六拾三ヶ町村（二町減少）で中津町と改称している。宇佐郡は二四〇か村であつた。

大小区制は、中央集権の実を上げるため、急激な変革を圖つたが、生活に密着した旧来の町村を否定することはできなかった。税徴収にしても、町村を基盤にしていたのである。

住民の自治に対する要求や反撓も強まり政府は町村の復活に目を向ける。十一年の郡区町村編成法により、郡長の下に町村自治を復活させる。十一年七月、太政官第十七号公布がなされ、十一月一日、郡町村の編成が行なわれた。国東郡を東

西に、海部郡を南北に分割して、県内を十二郡とし、各町村は独立した。

註(1)太政類典第一編第七十九卷

(2)福岡県史資料 別冊

(3)この前に、一月三十一日付、管内区戸長宛で、丙第拾四号「各小区地租改正同指令日報為心得逐事下渡候条此旨相達候事」が出されている。区画村長一覽の各頁に二月と刷られている。前もって区戸長に配布され、地租改正とも関係してはならないかとも考えられる。

(4) 中津畑町及び焰硝蔵

(5) 県令甲第三拾貳号

管下豊前国下毛郡中左記ノ六拾三ヶ町村ヲ合併シ中津町ト改称ス

明治廿一年七月十二日 大分縣知事 西村 亮吉

下正路浦 角木町 北浦町 角木新町

浦 町 南新地 北新地 市 場

北堀川町 南堀川町 船 場 水主町

矢 場 小 堀 北 稻 堀 南 稻 堀

では二村弱に一役所となっており、十七年の連合村の先駆的な役割をもっているようである。その背景には経費の軽減という面が考えられる。

山ノ下	袋	鷹部屋	北門通
留主居町	弓	船頭町	新堀
寺	仲間町	鷹匠町	餌差町
桜	豊後町	船	塩
米	姫路町	古博多町	古魚町
新博多町	枝	京	二ノ丁
三ノ丁	片端町	殿	諸
新魚町	江三竹町	上博多町	萱津村
外馬場	西ノ丁	西堀端	本
東堀端	中ノ丁	南ノ丁	上ノ丁
古金谷町	森ノ丁	森ノ裏町	高畑上ノ丁
高畑中ノ丁	高畑下ノ丁	金谷村	

三 おわりに

¹⁾

郡区町村編成法により復活した町村は、数的には変化して
いない。役所数と町村数が異なるのは、同法第六条「每町村
に戸長各一員を置く、又数町村に一員を置くことを得」によ
る。明治十二年六月十三日には「庶布第四拾六号」で連合町
村会規則も布達されている（県治概略二十四）。明治十五年

表 IV 町村及び役所数一覧

郡区町村編成法期 明治15年7月				連合村体制期 明治17年9月2日		
郡名	町村数(A)	町役所数(B)	(A)/(B)	町村数(A)	町役所数(B)	(A)/(B)
西国東郡	50村	41	1.2	50村	19	2.6
東国東郡	78	53	1.5	78	24	3.3
速見郡	57	46	1.2	57	22	2.6
大分郡	3町142〃	78	1.9	3町142〃	34	4.2
北海部郡	1〃84〃	71	1.2	1〃84〃	29	2.9
南海部郡	82〃	41	2.0	82	26	3.2
大野郡	1〃162〃	64	2.5	1〃162〃	35	4.7
直入郡	1〃68〃	33	2.1	1〃68〃	21	3.3
玖珠郡	26〃	20	1.3	26〃	7	3.7
日田郡	2〃50〃	41	1.3	2〃50〃	21	2.5
下毛郡	63〃97〃	75	2.1	62〃98〃	25	6.4
宇佐郡	240〃	99	2.4	240〃	28	8.6
総計	71〃1,136〃	662	1.8	70〃1,137〃	291	6.3

資料． 明治15年7月20日乙第86号各町村戸長給云々（大分県報）
 同 17年9月2日乙第104号戸長以下旅費云々（大分県報）

豊後においては、明治八年三月統合の村が基本になっている。豊前では、明治初年とほとんど変わっていないので、連合村体制の下では、多くの村が連合している。全県的に共通することは、連合村が母体となって二十二年四月一日に町村制を施行し、以後の町村の根幹となっていることである。

註(1)郡区町村編成法の趣旨は、第一に大小区の重複を除き費用を節減すること。第二に郡町村を旧に復し以て民俗に便すること。第三に郡長の職任を重くして施政に便すること（明治初年の町村会 福島正夫 徳田良治「地租改正と地方自治制」御茶の永書房所収）である。

大分県庁総務課県史編さん班